

## 付 議 第 1 号

### 高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】に関する議案

別紙のとおり、高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】を策定することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第36号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(36) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】(案)

病弱特別支援学校

- 子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた  
適切な指導及び必要な支援を行うために —

平成28年3月

高知県教育委員会

# 目 次

## I 第一次再編以降の特別支援学校の現状と課題

1 概 況	1
2 現状と課題	2

## II 特別支援学校の再編振興の必要性について

1 背 景	4
2 特別支援教育に関する国の動向	4
3 高知県における特別支援学校の再編振興に関する 検討委員会【第二次】での検討	6
4 検討委員会の意見のまとめ	6
5 病弱特別支援学校の再編振興に向けて	8

## III 病弱特別支援学校再編振興の実施計画

1 高知江の口養護学校の再編振興	9
2 高知大学医学部附属病院分校の再編振興	13
3 国立高知病院分校の再編振興	13
4 再編振興計画	14
5 再編振興【第二次】による特別支援学校の状況	15

<資料>	16
------	----

# I 第一次再編以降の特別支援学校の現状と課題

## 1 概況

現在の高知県立特別支援学校は、下に示すとおり、5つの障害種に対応する本校7校、分校6校の計13校を設置しています。このうち、本校7校には寄宿舎を併設しています。

県立以外の特別支援学校は3校（国立、高知市立、私立）あり、いずれも知的障害の特別支援学校です。県内の知的障害特別支援学校数は8校であり、5つの障害種のうち最も多くなっています。このうち分校2校は、第一次の再編により平成23年度に開校したもので、この対応により、課題であった知的障害特別支援学校の狭隘化は解消に向かいつつあります（資料1-①）。

特別支援学校全体の幼児児童生徒数については、平成15年度から年々増加していましたが、平成25年度の916名をピークに以後減少に転じており、平成27年5月1日現在の幼児児童生徒数は889名となっています（資料1-②）。

【各学校の設置学部、在籍幼児児童生徒数等】

（平成27年5月1日現在）

<県立>

No	学校名	障害の種類	所在地	寄宿舎	在籍幼児児童生徒数					合計
					幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	
1	盲学校	視覚障害	高知市	8	3	8	1	11	6	29
2	高知ろう学校	聴覚障害	高知市	12	0	4	5	12	0	21
3	山田養護学校	知的障害	香美市	56	—	26	44	79	—	149
4	同 田野分校		田野町	—	—	9	3	16	—	28
5	日高養護学校		日高村	61	—	19	35	55	—	109
6	同 高知みかづき分校		高知市	—	—	—	—	34	—	34
7	中村特別支援学校	知的障害 肢体不自由	四万十市	34	—	20	26	54	—	100
8	高知若草養護学校	肢 体 不自由	高知市	16	—	16	25	30	—	71
9	同 子鹿園分校		高知市	—	—	16	7	4	—	27
10	同 国立高知病院分校		高知市	—	—	7	5	6	—	18
11	同 土佐希望の家分校		南国市	—	—	9	3	8	—	20
12	高知江の口養護学校	病弱	高知市	3	—	3	13	12	—	28
13	同 高知大学医学部附属病院分校		南国市	—	—	2	1	—	—	3
	合 計			190	3	139	168	321	6	637

<県立以外>

No	学校名	障害の種類	所在地	寄宿舎	在籍幼児児童生徒数					合計
					幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	
1	高知市立高知特別支援学校	知的障害	高知市	—	—	43	38	69	—	150
2	国立高知大学教育学部 附属特別支援学校		高知市	—	—	18	18	21	—	57
3	私立光の村養護学校 土佐自然学園		土佐市	45	—	—	12	29	4	45
	合 計	—	—	45	—	61	68	119	4	252
	総 計	—	—	235	3	200	236	440	10	889

## 2 現状と課題

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化の傾向が進んでおり、それぞれの学校の専門性の向上が課題となっています。また、特別支援学校は、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒の指導・支援の一層の充実のための、センター的な役割が求められています。特に近年、病弱教育を行う特別支援学校では、従来の慢性疾患の児童生徒が著しく減少しており、高知江の口養護学校においては、心身症や精神疾患のある児童生徒が増加するといった実態の大きな変化により、多様な教育的ニーズに応える教育内容や施設設備の充実といった課題が生じてきています。

### (1) 病弱教育を行う特別支援学校の状況

#### 高知江の口養護学校

##### 【概要】

- 開 校：昭和48年
- 障 害 種：病弱（身体虚弱を含む）
- 設置学部：小学部、中学部、高等部（普通科）
- 現 状：従来は、隣接する日本赤十字病院の医師を主治医とし、入院や通院を要するネフローゼ、心臓疾患、白血病など長期療養を要する慢性疾患の児童生徒が主な対象でしたが、医療の進歩による入院治療期間の短期化などの理由により、児童生徒は著しく減少しています。  
近年は、様々な病院の医師を主治医とする心身症やうつ病、適応障害等の児童生徒が小学部高学年、中学部、高等部に年度途中から転入学するケースが増加しています。心身症等の児童生徒のほとんどが発達障害を併せ有しており、不登校の状態が改善されないケースなど、児童生徒の実態は実に多様となっています。また、心身症等の疾患は、従来の慢性疾患のような運動規制はなく、生活規制の内容についても大きく変化してきています（資料2-①～④）。

##### <児童生徒の状況>

##### ○平成12年度の状況 (H12.5.1)

	小学部	中学部	高等部	計
慢性疾患	8	3	13	24 (100%)
心身症等	0	0	0	0 (0%)
計	8	3	13	24

##### ○平成27年度の状況 (H27.5.1)

	小学部	中学部	高等部	計
慢性疾患	1	2	3	6 (21%)
心身症等	2	11	9	22 (79%)
計	3	13	12	28

- 課 題：児童生徒の実態が大きく変化していることから、教育的ニーズが多様化しており、教育内容や教育課程、施設設備の整備、教職員の専門性の向上等の課題が生じています。これらの課題を解決し、児童生徒がより充実した学校生活を送り、希望する進路を保障していくことが必要です。

## 高知大学医学部附属病院分校

**【概要】**

- 開 校：平成10年
- 障 害 種：病弱
- 設置学部：小学部、中学部
- 現 状：高知大学医学部附属病院に入院する児童生徒が義務教育を受ける機会を保障するため、小学部・中学部を設置しました。年度途中で小中学校から転入学する児童生徒がほとんどで、県外から入院し転入学する児童生徒もいますが、近年児童生徒数は減少傾向にあります（資料3-①②）。

＜児童生徒の状況＞ (各年度5月1日)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学部	4	3	3	3	3	2	4	4	1	2
中学部	0	0	0	1	1	2	2	2	1	1
計	4	3	3	4	4	4	6	6	2	3

※ 各年度5月1日現在の在籍児童生徒数で延べ人数ではない。

- 課 題：入院後短期間で退院又は転院する児童生徒が多くなっていることから、転入学する児童生徒が減少しています。また、保護者に分校の存在が認知されていない場合もあることから、医療機関と日ごろから連携をとり、入院する学齢期の子どもたちの情報を共有することや、分校の存在や役割について広く小中学校関係者に周知することが大切です。

## 高知若草養護学校国立高知病院分校

**【概要】**

- 開 校：昭和54年
- 障 害 種：肢体不自由  
※ 病弱対応（平成13年度～）
- 設置学部：小学部、中学部、高等部
- 現 状：国立病院機構高知病院の重症心身障害施設に入所する児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒など、重度重複障害の児童生徒に対応しています。また、同病院小児科病棟に入院する病弱の児童生徒も対応していますが、長期入院する児童生徒の減少により、転入学する児童生徒は年間を通じても1～2名程度の在籍という状況です（資料3-①）。

＜児童生徒の状況（病弱教育対応）＞

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学部	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0
中学部	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
高等部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 各年度5月1日現在の在籍児童生徒数で述べ人数ではない。

- 課 題：児童生徒が減少しているため、適切な規模の学習集団の確保や学校の施設設備の有効活用が課題となっています。

## II 特別支援学校の再編振興の必要性について

### 1 背景

平成19年度の学校教育法の改正により、発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が推進されています。

また、特別支援教育においては、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准（資料4）を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築という新たな理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別支援学校を含めた多様な学びの場の一層の充実を図ることとされています。

本県の特別支援学校においては、先に述べたように障害の重度・重複化等により、教育的ニーズが多様化してきています。特に、高知江の口養護学校では児童生徒の実態が大きく変化し、教育内容や施設設備の整備といった課題が生じてきています。このため、県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、病弱特別支援学校の課題の解決に向け、今後の病弱教育の在り方について検討を行い、再編振興の取組を進めることとしました。

### 2 特別支援教育に関する国の動向

#### (1) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

国は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、中央教育審議会初等中等教育分科会において検討を行い、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について、以下に示すとおり報告を行いました。

#### 【インクルーシブ教育システム】

○障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

- 共生社会に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会報告(以下「中教審報告」という))

## (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校の現状と課題

中教審報告の中では、インクルーシブ教育システムを構築するにあたって、特別支援学校の現状と課題を下記のとおり整理しており、平成19年度から特別支援教育が本格的に開始されて以来、教育委員会や学校における特別支援教育の体制整備は一定進みつつあるが、これらの取組は、今後更に時間をかけて進めるべきものであり、特別支援教育の更なる質的な充実を図るためには、なお多くの課題があるとしています。

### 【特別支援学校の現状と課題】

- 近年の在籍者数の増加や障害の重度・重複化に対応した、規模の適正化も含めた計画的な整備や複数障害への対応
- センターの機能の一層の充実
- 新学習指導要領に位置付けられている交流及び共同学習<sup>※1</sup>の推進による「心のバリアフリー化」の推進、特別支援学校の児童生徒が地域とのつながりを深める機会となる自らの居住地の小中学校と交流及び共同学習を行うこと（居住地校交流）について、保護者や教職員の理解啓発の促進を図ること
- 特別支援学校における職業教育・就労支援の充実

(中教審報告)

※1：障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が学校教育の一環として活動を共にし、相互の理解を深めるとともに、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるために行う教育活動のこと

## (3) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校のセンター的機能について

中教審報告の中では、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校のセンター的機能について、以下に示す提言がなされており、今後一層の充実を図る重要性が指摘されています。

### 【特別支援学校のセンター的機能の一層の活用】

- 特別支援学校は、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。
- 域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。
- 特別支援学校がセンター的機能を果たすためには、域内のどこからでもアクセスしやすい場所に今後設置されることが望ましい。また、現存の特別支援学校についても、ICT<sup>※2</sup>機器の活用等により、センター的機能を一層発揮するための環境整備を実施していくことが望ましい。

(中教審報告)

※2：情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

### 3 高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】での検討

#### (1) 高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】の設置

県教育委員会は、病弱特別支援学校の課題を解決し、特別支援教育の一層の充実を図るため、平成27年4月1日に「高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】」（以下「検討委員会」という。）を設置しました（資料5）。

##### (目的及び設置)

第1条 高知県における特別支援教育の推進を図るため、県立特別支援学校の在り方について検討する、「高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】」を設置する。

##### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を高知県教育長に報告する。

- (1) 病弱特別支援学校の再編振興に関すること。
- (2) その他(1)に付随する必要な事項に関すること。

#### (2) 検討委員会における検討課題

県教育委員会は検討委員会に対して、今後の病弱特別支援学校の在り方について、次の5項目の観点から検討を行い、その結果を報告していただくよう諮問しました。

- 教育内容について
- 専門性について
- 施設設備について
- 関係機関との連携について
- 病弱特別支援学校が果たすべきセンター的役割について

### 4 検討委員会の意見のまとめ

検討委員会では、今後の病弱特別支援学校の在り方について、様々な専門的な立場から幅広い協議を行うとともに、徳島県の先進校の取組について学ぶ機会を設けました。また、県教育委員会が事前に実施した高知江の口養護学校の保護者・教職員・高等部生徒へのアンケートや、検討委員会からの要請で実施した小学部・中学部の児童生徒へのアンケート、さらには、高知江の口養護学校の保護者・教育後援会・同窓会と検討委員会委員との意見交換会での意見も尊重しながら、計6回にわたる検討を行い、平成27年11月に意見のまとめとして、県教育委員会に報告がなされました。

## ○検討委員会の意見のまとめの概要

### 1 教育内容について

- ◆社会性の涵養のため「自立活動」「交流及び共同学習」「キャリア教育」の充実が必要である。
- ◆授業力の向上や訪問教育及び通信による指導の充実のため、ICT機器の積極的な活用が必要である。
- ◆多様な教育的ニーズに対応するため、高等部の教育課程に単位制や職業教育を導入する必要がある。

### 2 専門性について

- ◆慢性疾患に関する知識・理解及び感染症対策についての専門性の維持・向上が必要である。
- ◆心身症や精神疾患、発達障害に関する理解及び指導・支援の充実を図る必要がある。
- ◆不登校の対応や予防についての専門性を確保する必要がある。
- ◆効果的な実践を教職員間で共有し学び合うなど、専門性の向上に向けた工夫が必要である。

### 3 施設設備について

- ◆運動面の学習の充実のため、グラウンド、体育館、プールなどを整備する必要がある。
- ◆心理的な安定の充実のため、クールダウン室、カウンセリング室等を整備する必要がある。
- ◆職業教育の充実のため、職業実習室を整備する必要がある。
- ◆感染症対策の充実のため、セーフティールームを整備する必要がある。
- ◆社会性や責任感を育成するため、グループホーム的な機能を有する寄宿舎を整備する必要がある。
- ◆卒業生、保護者と教職員が情報交換や交流ができるスペースを確保する必要がある。

### 4 関係機関との連携について

- ◆医療との連携のもと、安全で行き届いた教育の充実と、療養中の児童生徒に学習空白が生じない対応が必要である。
- ◆関係機関や相談機関、外部専門家と連携し、学校の対応力や専門性の向上を図る必要がある。
- ◆学校間のつながりや連携を重視し、相互がより充実した教育を展開していく必要がある。

### 5 センターの機能について

- ◆小中学校等の特別支援教育の充実のため、相談支援機能を強化する必要がある。
- ◆小中学校等の児童生徒が特別支援学校で、専門的な指導を受ける「通級による指導」等の仕組みが必要である。

### 6 その他

- ◆通学を支援するためのスクールバスの運行を検討する必要がある。
- ◆学校名の変更を検討するとともに、新たな学校の特色を広く発信していく必要がある。

## 5 病弱特別支援学校の再編振興に向けて

### (1) 基本的な考え方

今回の病弱特別支援学校の再編振興については、児童生徒の実態の変化による教育的ニーズの多様化に適切に対応するため、本県の特別支援教育を牽引する特色ある学校として教育環境を整備するとともに、インクルーシブ教育システムの理念を実現する取組を積極的に推進しようとするものです。

また、教育環境の整備にあたっては、本校と分校のそれぞれの役割と機能を整理し、高知江の口養護学校本校については、検討委員会の意見のまとめを踏まえた対応を行うとともに、近い将来発生するとされている南海トラフ地震への対応や児童生徒の実態に応じた医療機関との連携等、安全・安心に十分配慮した再編振興に取り組むこととします。

### (2) 再編振興の対象と期間

再編振興の主な対象と期間については、以下に示すとおりとします。

- 病弱教育を行う県立特別支援学校の本校・分校の再編振興を行う。
- 平成28年度から平成32年度までの5年間を第二次再編振興期間とする。

### Ⅲ 病弱特別支援学校再編振興の実施計画

#### 1 高知江の口養護学校の再編振興

##### (1) 目指す学校像

児童生徒の多様な教育的ニーズや進路希望に対して、関係機関と連携して的確な支援ができるように取り組みます。併せて、病弱特別支援学校として安全で安心して学ぶことができる教育環境を整備するとともに、県内唯一の病弱特別支援学校本校として、センター的機能をしっかり果たすことのできる専門性の高い学校を目指します。

##### (2) 充実すべき教育環境

高知江の口養護学校の課題を解決し、病弱教育の一層の振興を図るためには、教育内容の充実、柔軟な教育課程の編成、関連する施設設備の整備、教職員の専門性の向上などが必要です。また、病弱の児童生徒が在籍する学校として、医療との連携や近い将来発生すると言われている南海トラフ地震への対応など、児童生徒の命を守り、安全で安心して学ぶことのできる教育環境を整備することが必要です。このため、以下の点を重視した教育環境の充実を図ります。

- 児童生徒の実態に柔軟に対応する教育内容と施設設備の整備
- 医療等関係機関と連携した教育の充実と教職員の専門性の向上
- 南海トラフ地震への対応等、安全・安心に配慮した対策
- 発達障害等に対応するセンター的機能の充実

##### (3) 再編振興の取組

###### ① 多様な教育的ニーズに対応する教育内容と施設設備の整備

従来の慢性疾患の児童生徒に対する教育の維持・向上を図るとともに、心身症や精神疾患等の児童生徒や、発達障害を併せ有する児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、基礎体力の向上、基礎学力の保障、社会性の育成を主とした指導・支援の充実を図るとともに、関連する教育環境を整備します。

ア 運動規制のない児童生徒に運動面の学習を保障するため、グラウンド及び体育館を整備します。

イ 学業不振の児童生徒への学習意欲の向上や不登校・長期療養の児童生徒への訪問教育による学習保障の充実のためICT環境を整備します。

ウ 心理的な安定や病状の理解、感染症の予防などの自立活動の充実のため、クールダウン室やカウンセリング室、セーフティールームを整備します。

エ 特別支援学校の児童生徒が小中学校等にも籍を置き、小中学校等で授業を受けることを可能にする副籍制度を導入し、児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習に

積極的に取り組み、児童生徒の社会性を育成するとともに共生社会の実現を推進します。

オ ソーシャルスキルトレーニングを週時程に位置づけ、場面に応じたコミュニケーションや人との関わり方について具体的に指導し、児童生徒の社会性を育成します。

カ 卒業後の生活を見据え、児童生徒の責任感や社会性を育成するため、少人数で共同生活を営むことができるグループホーム的な機能を有する寄宿舎を整備します。

## ② 高等部における柔軟な教育課程の編成とキャリア教育の充実

年度途中から転入し卒業まで在籍する生徒が増加していることから、柔軟な教育課程を編成します。また、卒業後のより良い社会参加を果たすことができるよう、進学に加えて一般就労を希望する生徒に対応するキャリア教育の充実を図るとともに、関連する教育環境を整備します。

ア 教育課程に単位制を導入するとともに、通信による指導を取り入れることにより、病状に応じた単位の取得を可能にします。

イ 一般就労を希望する生徒の進路を保障するため、教育課程に職業コースを設置するとともに、職業実習室を整備し、キャリア教育の充実を図ります。

ウ 事業所見学やインターンシップを取り入れ、勤労に対する意欲や態度、職場で求められる多様な実践力を育成します。

## ③ 医療・福祉・労働等関係機関や専門家と連携した教育の充実

専門性の高い病弱特別支援学校とするため、医療・福祉・労働等の関係機関と連携し、教職員の専門性や学校の組織的な対応力の向上を図ります。

ア 児童生徒の実態に応じて看護師を配置し、学校における健康安全面の体制を整備します。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、不登校の児童生徒に対して組織的に対応する体制を整備します。

ウ 臨床心理士や作業療法士等の専門家を活用し、児童生徒の自立活動の充実を図ります。

エ 心の教育センター、療育福祉センター等の相談機関と連携し、病弱教育の対象となる児童生徒を把握するとともに、確実に適切な教育につなぐ仕組みを構築します。

オ 障害者職業センター、就職アドバイザーと連携し、キャリア教育及び就労支援の充実を図ります。

## ④ 南海トラフ地震への対応や医療面への配慮等安全・安心な教育環境の整備

現在地は津波浸水（2m未満）<sup>※3</sup>及び長期浸水（約1箇月以上）<sup>※4</sup>の地域に該当しており、安全・安心な学習環境を整備する必要があります。また、病弱の特別支援学

校として、医療と連携した緊急時の対応に関する支援体制を構築するなど、安心して学校生活を送ることができる教育環境を整備します。

ア 将来発生すると言われている南海トラフ地震から命を守るための対策を講じます。

また、学校安全教育プログラム等を活用しながら防災教育を積極的に推進します。

イ 隣接する医療機関の移転を見据えて、新たな医療機関との連絡・協力体制を構築します。

ウ 児童生徒の実態に応じて看護師を配置し、学校における健康安全面の体制を整備します。(再掲)

※3：【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月10日公表） 高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課

※4：南海地震長期浸水対策検討会検討結果（平成25年4月3日公表） 高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課

#### ⑤ センターの機能の充実

本県の特別支援教育の一層の充実に向け、高知江の口養護学校を小中学校等への支援を行う拠点校として、他の特別支援学校や相談機関と連携しながら、小中学校等の障害のある児童生徒への指導について、積極的に助言・援助にあたるなど、センター的機能が発揮できるよう体制を整備します。

ア 小中学校に設置されている特別支援学級（病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害）や発達障害に関する相談支援機能の充実を図ります。

イ 特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍している学校以外にも籍を置き、必要な学習を受けることを可能にする支援籍制度を導入し、特別な教育的ニーズのある児童生徒が特別支援学校で専門的な教育を受ける仕組み（通級による指導）を構築します。

#### ⑥ その他

ア 今後の児童生徒数の推移及び学校の移転等を考慮し、通学支援（スクールバス等）について検討します。

イ 新たな機能を有する特別支援学校として、ふさわしい校名について検討します。

#### (4) 移転整備について

##### ① 校舎等について

ア 高知江の口養護学校の再編振興整備を行うにあたり、次の2点が大きな課題となっています。

(ア) 現在地ではグラウンドの整備及び校舎の拡張整備が困難な状況にあること  
(資料6)

(イ) 現在地は津波浸水（2m未満）及び長期浸水（約1箇月以上）の地域に該当していること

以上のことから、学校施設や教育設備等の整備を着実に推進するため、適地へ移転する必要があります。

イ 移転にあたっては、次の点を重視する必要があります。

- (ア) 再編振興の取組が確実に実施できること
- (イ) 南海トラフ地震への対応が可能で、安全・安心が確保できること
- (ウ) 児童生徒の病状に対応する診療科目のある医療機関が近隣にあること
- (エ) 交通の利便性が良く、通学や保護者の送迎に適切な場所であること
- (オ) インターンシップを実施するにあたり適切な場所にあること

以上の点を総合的に考慮すると、新たな機能を有する病弱特別支援学校を高知市大原町（教育センター分館の敷地）に移転整備することが適当です。

教育センター分館の敷地は、南海トラフ地震の津波浸水（30 cm未満）の地域に該当していますが、かさ上げによる対応が可能であること、高知市中央部に位置し比較的交通の利便性が良いこと、病弱の児童生徒に関する診療科目のある医療機関が1 km以内に複数あること、教育相談機関である心の教育センターが隣接し連携が図りやすいこと、公共の運動施設（プール、グラウンド）が近くにあり運動面の学習の充実を図ることができるなど、再編振興を確実に進めることができる条件を満たしています（資料7）。

## ② 寄宿舎について

本校の移転に伴い、寄宿舎についても移転整備を行う必要があります。寄宿舎の整備にあたっては、安全で安心な生活の保障とともに、ノーマライゼーションや共生社会の実現という理念を踏まえ、特に次の点を重視する必要があります。

- ア 夜間の救急対応がある医療機関が近隣にあること
- イ 南海トラフ地震に対する安全への対応が可能で、安全・安心が確保できること
- ウ 家庭での生活と同様にプライバシーが守られること
- エ 自己決定を尊重しながら、責任感や自己管理能力を培うことができること
- オ 自立と社会参加を見据え、共同生活を通して社会性の育成ができること

以上の点を総合的に考慮すると、新たな寄宿舎を高知市越前町（県立特別支援学校自活訓練棟の敷地）に、グループホーム的な機能を有する寄宿舎として設置することが適当です（資料7）。

自活訓練棟の敷地は、南海トラフ地震の津波浸水（30 cm未満）の地域に該当していますが、かさ上げによる対応が可能であること、救急対応が可能な医療機関が500m以内に複数あることなど、病弱の児童生徒が安心して生活を送る条件を満たしています（資料7）。

また、隣接して県立盲学校寄宿舎「れいめい寮」があり、高知江の口養護学校の寄

宿舎生と交流の機会を設け相互理解を図ることは、教育的な意義が大きいと考えます。

なお、教育センター分館（学校）と自活訓練棟（寄宿舎）は 1.4 km 離れており、徒歩や自転車による自力での通学が困難な児童生徒のため、スクールバスの運行等について検討します。

## 2 高知大学医学部附属病院分校の再編振興

### （1）目指す学校像

I C T 環境を整備し指導及び支援の充実を図るとともに、小中学校との学校間連携を重視し、転学する児童生徒の円滑な移行支援に取り組みます。また、病状に合わせた指導及び支援を専門的に行う学校として、他の医療機関や小中学校等と連携し、病院に入院する児童生徒の学習保障をコーディネートするセンター的機能を果たす学校を目指します。

### （2）充実すべき教育環境

高知大学医学部附属病院分校の一層の充実を図る必要があります。また、I C T 機器を効果的に活用し、生活規制による経験不足や少人数のデメリットを補い、生きる力の基盤となる基礎学力の定着や社会性を育成する必要があります。さらに、近隣の医療機関や学校とネットワークを構築し、療養中の児童生徒に学習空白が生じない取組を進める必要もあります。

### （3）再編振興の取組

#### ① I C T 機器を活用した指導の充実

デジタル教科書を活用した授業実践、テレビ会議システムを活用した本校と分校間の遠隔授業など、I C T 機器を活用した効果的な授業や交流及び共同学習を推進する教育環境を整備します。

#### ② センター的機能の充実

医療機関や小中学校と連携し、他の医療機関に入院している児童生徒を把握するとともに、児童生徒の適切な教育対応につなげることができるよう、コーディネート機能を発揮します。また、必要に応じて訪問教育を行います。

## 3 国立高知病院分校の再編振興

### （1）目指す学校像

医療機関に隣接するメリットを生かし、病弱教育の機能を拡充するとともに、I C T 環境を整備し、指導の一層の充実を図ります。また、病状に合わせた指導及び支援を専門的に行う学校として、他の医療機関や小中学校等と連携し、病院に入院する児童生徒の学習保障をコーディネートするセンター的機能を果たす学校を目指します。

## (2) 充実すべき教育環境

国立高知病院分校の施設設備を活用し、新たに病弱の児童生徒の通学を受け入れ、病弱教育の一層の充実を図る必要があります。また、ICT機器を効果的に活用し、生活規制による経験不足や少人数のデメリットを補い、生きる力の基盤となる基礎学力の定着や社会性を育成する必要があります。さらに、近隣の医療機関や学校とネットワークを構築し、療養中の児童生徒に学習空白が生じない取組を進める必要もあります。

## (3) 再編振興の取組

### ① 病弱特別支援学校の分校に再編し病弱教育を充実

新たに慢性疾患の児童生徒の通学を受け入れ、医療機関との連携のもと、安全・安心な学校生活を送る教育環境を整備し、高知若草養護学校の分校から高知江の口養護学校の分校に再編します。

### ② ICT機器を活用した指導の充実

デジタル教科書を活用した授業実践、テレビ会議システムを活用した本校と分校間の遠隔授業など、ICT機器を活用した効果的な授業や交流及び共同学習を推進する教育環境を整備します。

### ③ センターの機能の充実

医療機関や小中学校等と連携し、他の医療機関に入院している児童生徒を把握するとともに、児童生徒の適切な教育対応につなげることができるよう、コーディネート機能を発揮します。また、必要に応じて訪問教育を行います。

## 4 再編振興計画

特別支援学校 (障害部門)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
高知江の口養護学校 (病弱)	基本設計	実施設計	施設・設備の整備等 校名の検討	必要に応じて 看護師を配置	移転・開校
高知大学医学部 附属病院分校 (病弱)					近隣病院への 訪問教育対応
国立高知病院分校 (病弱・肢体不自由)				病弱部門通 学生の受入	近隣病院への 訪問教育対応

## 5 再編振興【第二次】による特別支援学校の状況

### <県立>

	学 校 名	本校・分校の区分	障害部門	設置学部	寄宿舎	備 考
1	盲学校	本校	視覚障害	幼・小・中・高・専	○	
2	高知ろう学校	本校	聴覚障害	幼・小・中・高・専	○	
3	山田養護学校	本校	知的障害	小・中・高	○	
4	同 田野分校	分校		小・中・高	—	
5	日高養護学校	本校		小・中・高	○	
6	同 高知みかづき分校	分校		高	—	
7	中村特別支援学校	本校	知的障害	小・中・高	○	
			肢体不自由	小・中・高		
8	高知若草養護学校	本校	肢体不自由	小・中・高	○	
9	同 子鹿園分校	分校		小・中・高	—	
10	同 土佐希望の家分校	分校		小・中・高	—	
11	高知江の口養護学校	本校	病 弱	小・中・高	○	移転整備
12	同 国立高知病院分校	分校	病 弱	小・中・高	—	通学生の受け入れ訪問教育対応
			肢体不自由	小・中・高	—	
13	同 高知大学医学部 附属病院分校	分校	病 弱	小・中	—	訪問教育対応

### <県立以外>

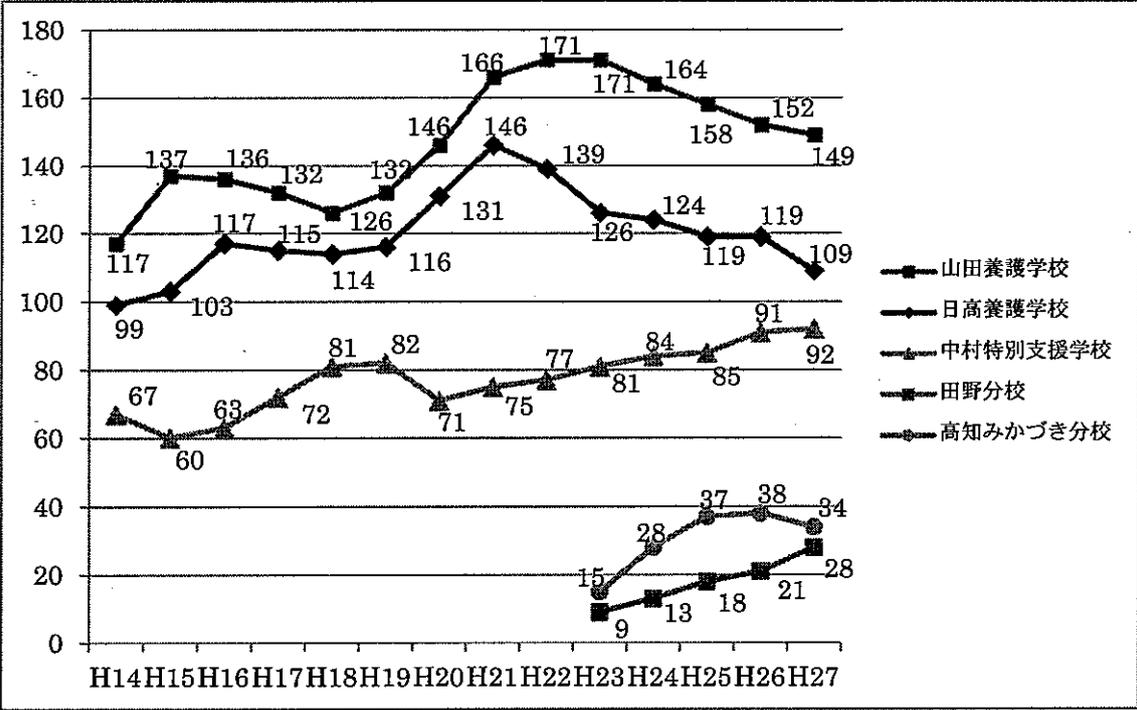
	学 校 名	本校・分校の区分	障害部門	設置学部	寄宿舎	備 考
1	高知市立高知特別支援学校	本校	知的障害	小・中・高	—	
2	国立高知大学教育学部 附属特別支援学校	本校		小・中・高	—	
3	私立光の村養護学校 土佐自然学園	本校		中・高・専	○	

## <資 料>

- 資料 1 - ① 高知県立知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移
- 資料 1 - ② 高知県の国公立・私立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移
- 資料 2 - ① 高知江の口養護学校の児童生徒数の推移
- 資料 2 - ② 高知江の口養護学校の慢性疾患と心身症等の児童生徒の割合
- 資料 2 - ③ 心身症等の児童生徒数の推移（学部別）
- 資料 2 - ④ 慢性疾患の児童生徒数の推移（学部別）
- 資料 3 - ① 高知大学医学部附属病院分校及び国立高知病院分校の児童生徒の推移
- 資料 3 - ② 高知大学医学部附属病院分校の年度別在籍者の延べ人数の推移
- 資料 4 障害者の権利に関する条約
- 資料 5 高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】設置要綱及び委員名簿
- 資料 6 高知江の口養護学校の施設設備の状況
- 資料 7 学校周辺の施設及び関係機関

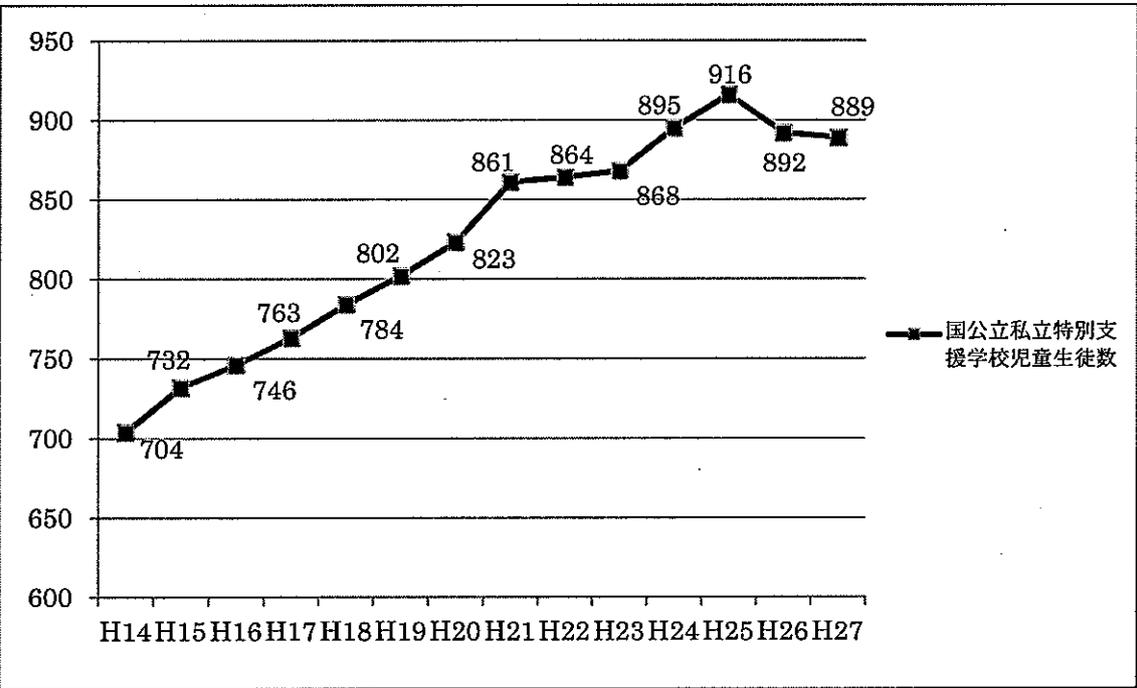
資料 1 - ①

高知県立知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移



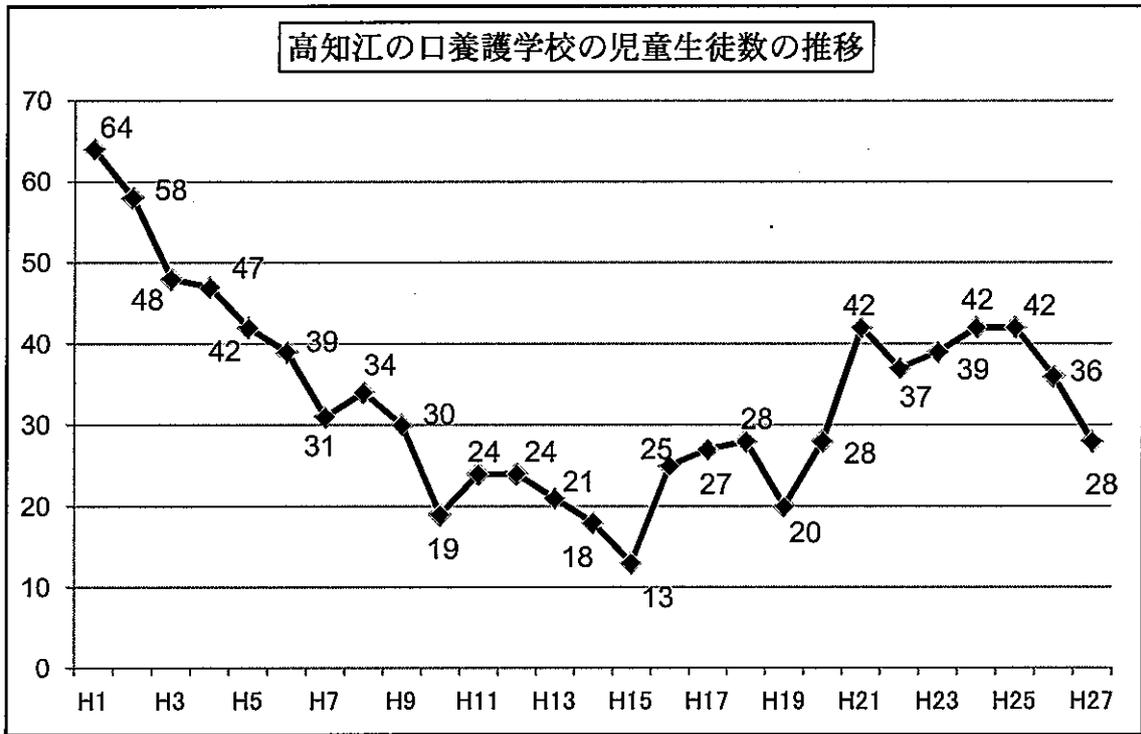
資料 1 - ②

高知県の国公立・私立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

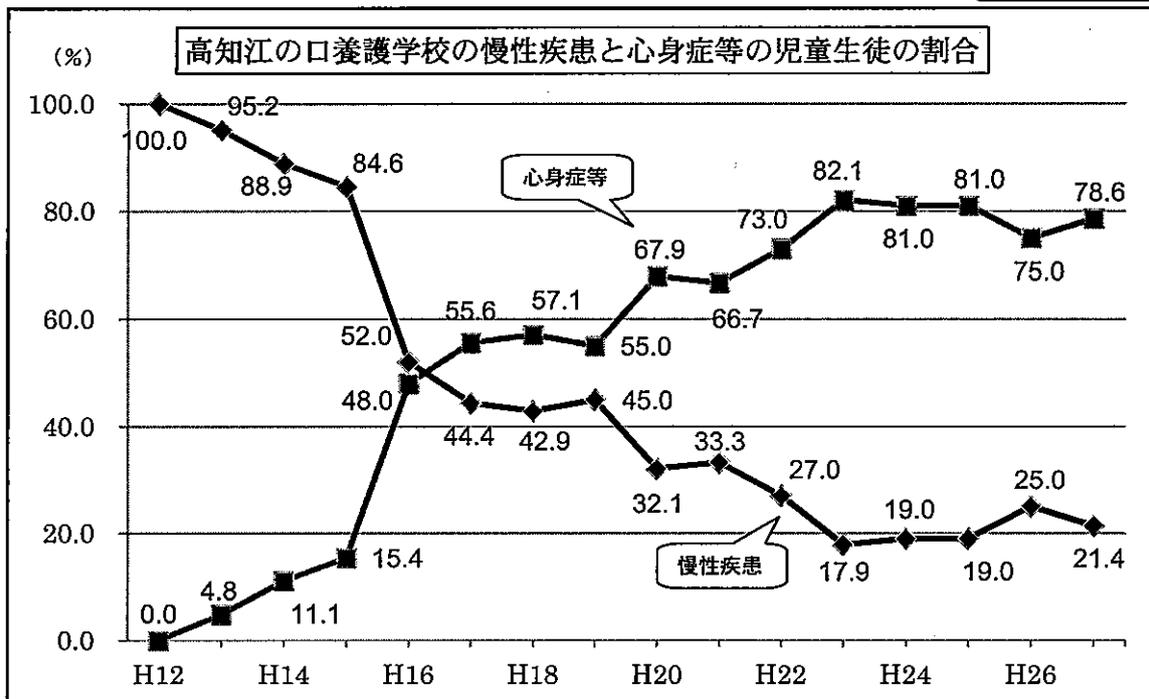


高知江の口養護学校の児童生徒の状況

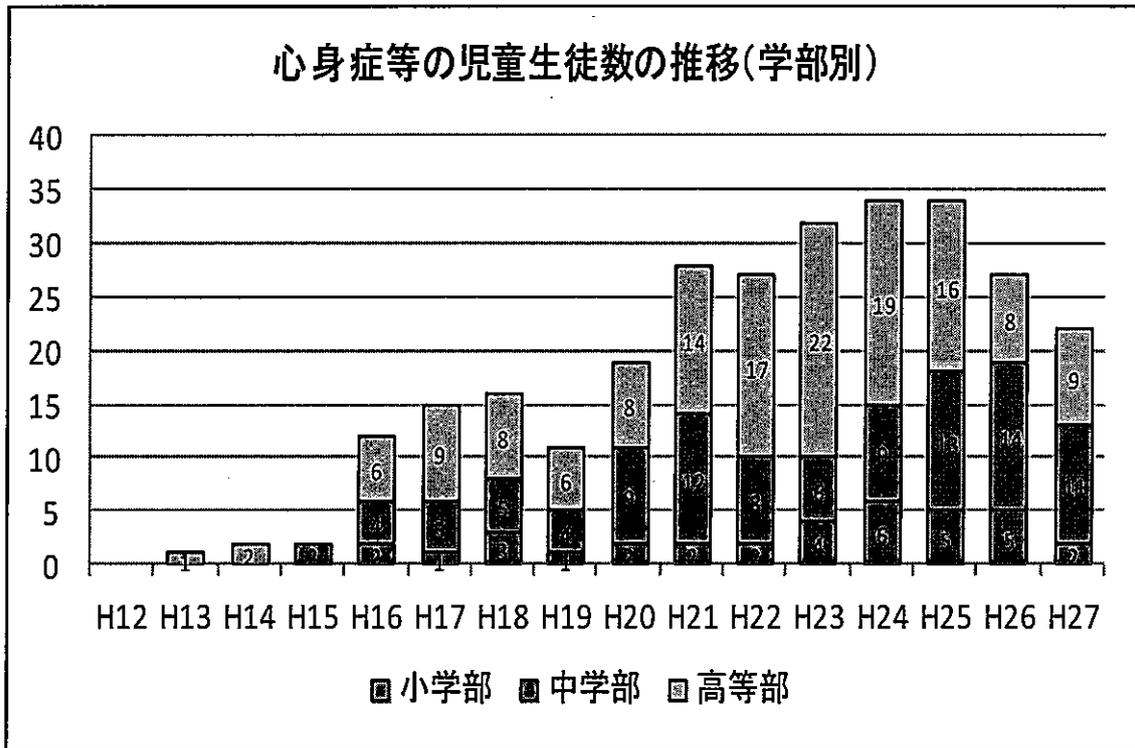
資料 2 - ①



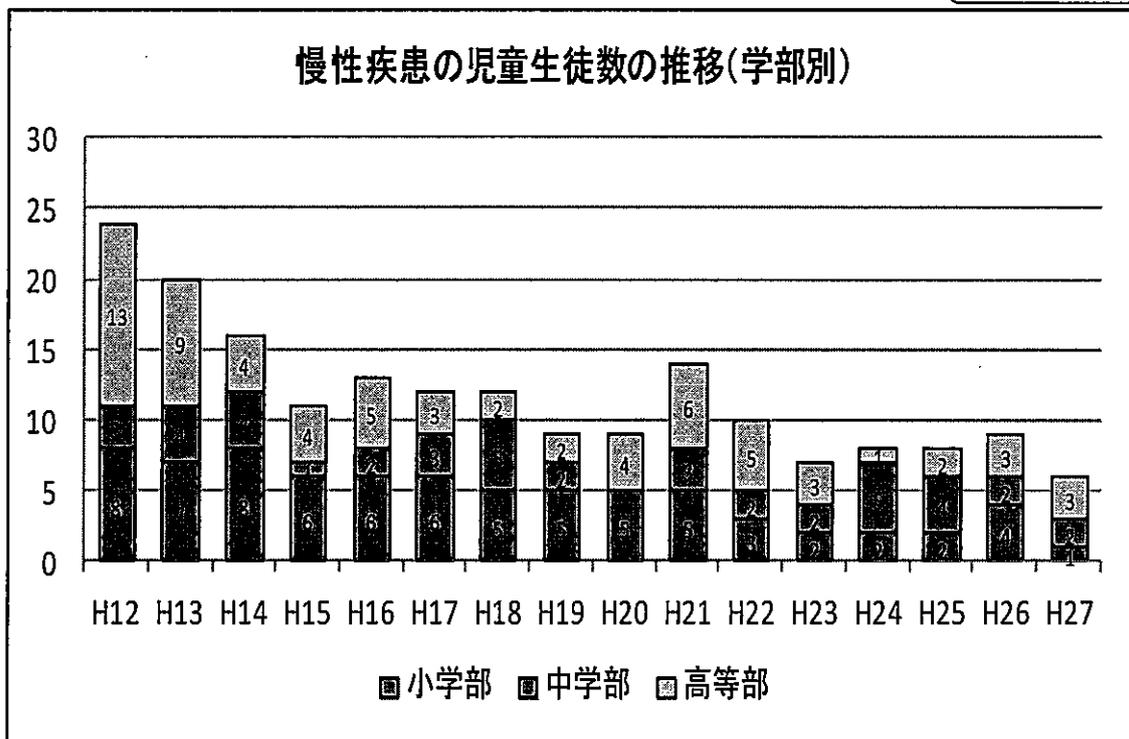
資料 2 - ②



※心身症等のグラフのH13~15については、心身症の疑いの数値となっています。



※H13～15の数値は、心身症の疑いの児童生徒数となっています。

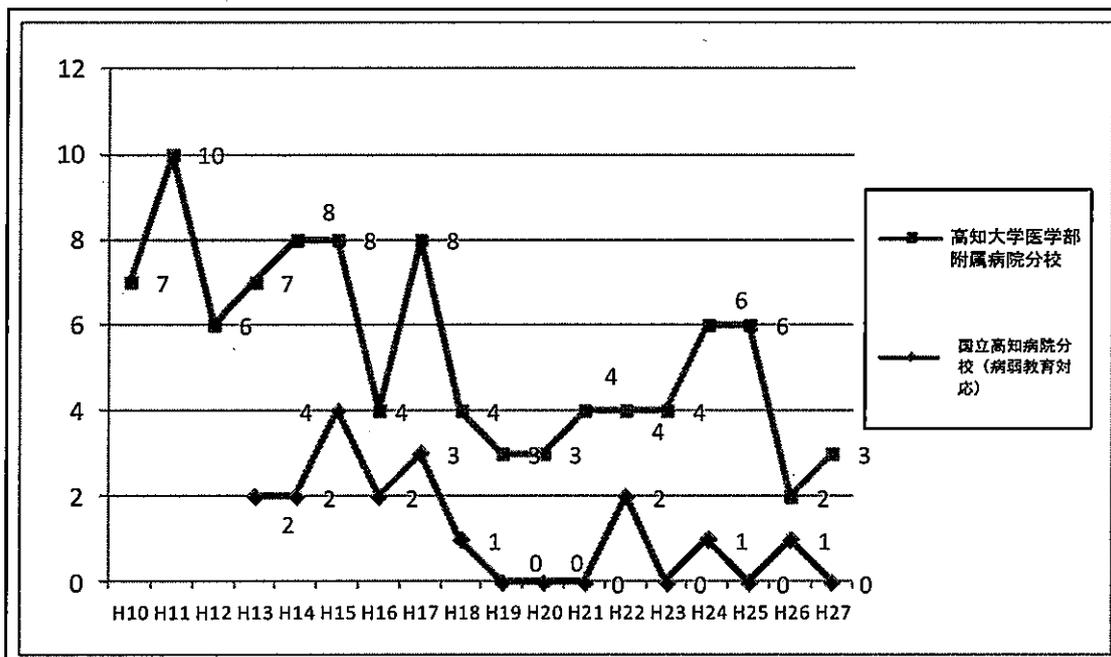


高知大学医学部附属病院分校及び国立高知病院分校の児童生徒の状況

資料 3 - ①

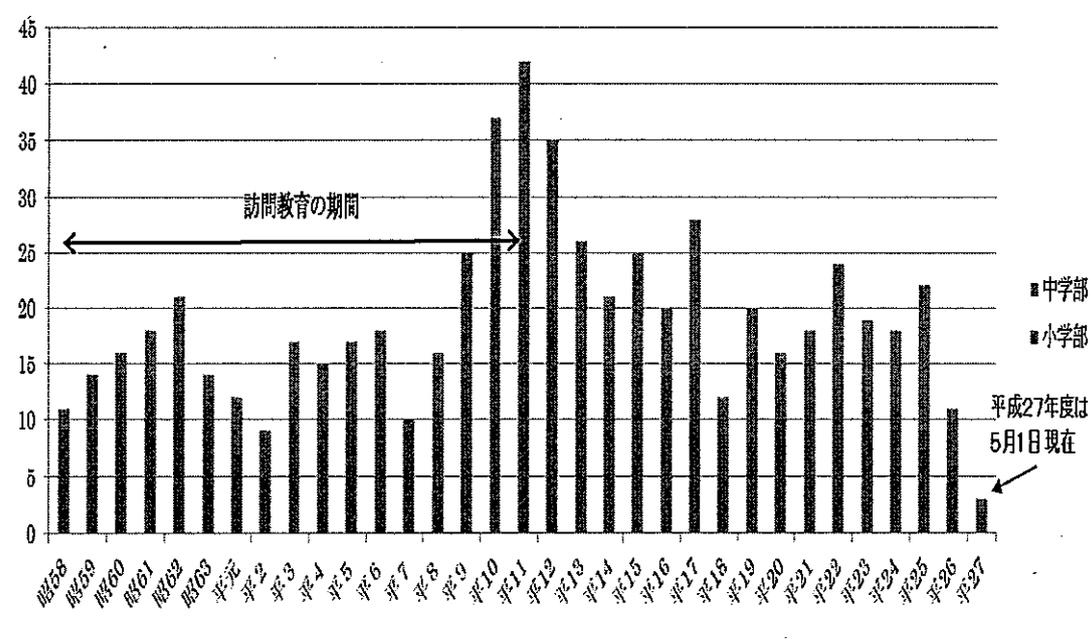
高知大学医学部附属病院分校及び国立高知病院分校の児童生徒の推移

(5月1日現在)



資料 3 - ②

高知大学医学部附属病院分校の年度別在籍者の延べ人数の推移



## ＜障害者の権利に関する条約＞

### 【条約の趣旨】

- 目的：障害者の人権・基本的自由の共有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進  
⇒障害者の権利の実現のための措置等を規定
  - ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止
  - ・障害者の社会への参加・包容の促進
  - ・条約の実施を監視する枠組みの措置 等

### 【経緯】

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年9月 日本国署名
- ・平成20年5月 条約発効
- ・平成25年12月 国会承認
- ・平成26年1月 日本国批准（2月19日）

### 【障害者の権利に関する条約（教育部分一部抜粋）】

#### 第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
  - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
  - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
  - (c) 個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation) が提供されること。
  - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
  - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

## 高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 高知県における特別支援教育の推進を図るため、県立特別支援学校の在り方について検討する、「高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】(以下、「検討委員会」という)を設置する。

## (検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を高知県教育長に報告する。

- (1) 病弱特別支援学校の再編振興に関すること。
- (2) その他(1)に付随する必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 検討委員会は12名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員が欠けた場合は、必要に応じて補欠の委員を委嘱又は任命する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱されたときから本検討委員会の目的が達成されたときまでとする。

## (会長及び副会長)

第5条 検討委員会には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討委員会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の進行は、会長が務める。会長が出席できないときは副会長が代理する。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課において行う。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の手續その他運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## (経過措置)

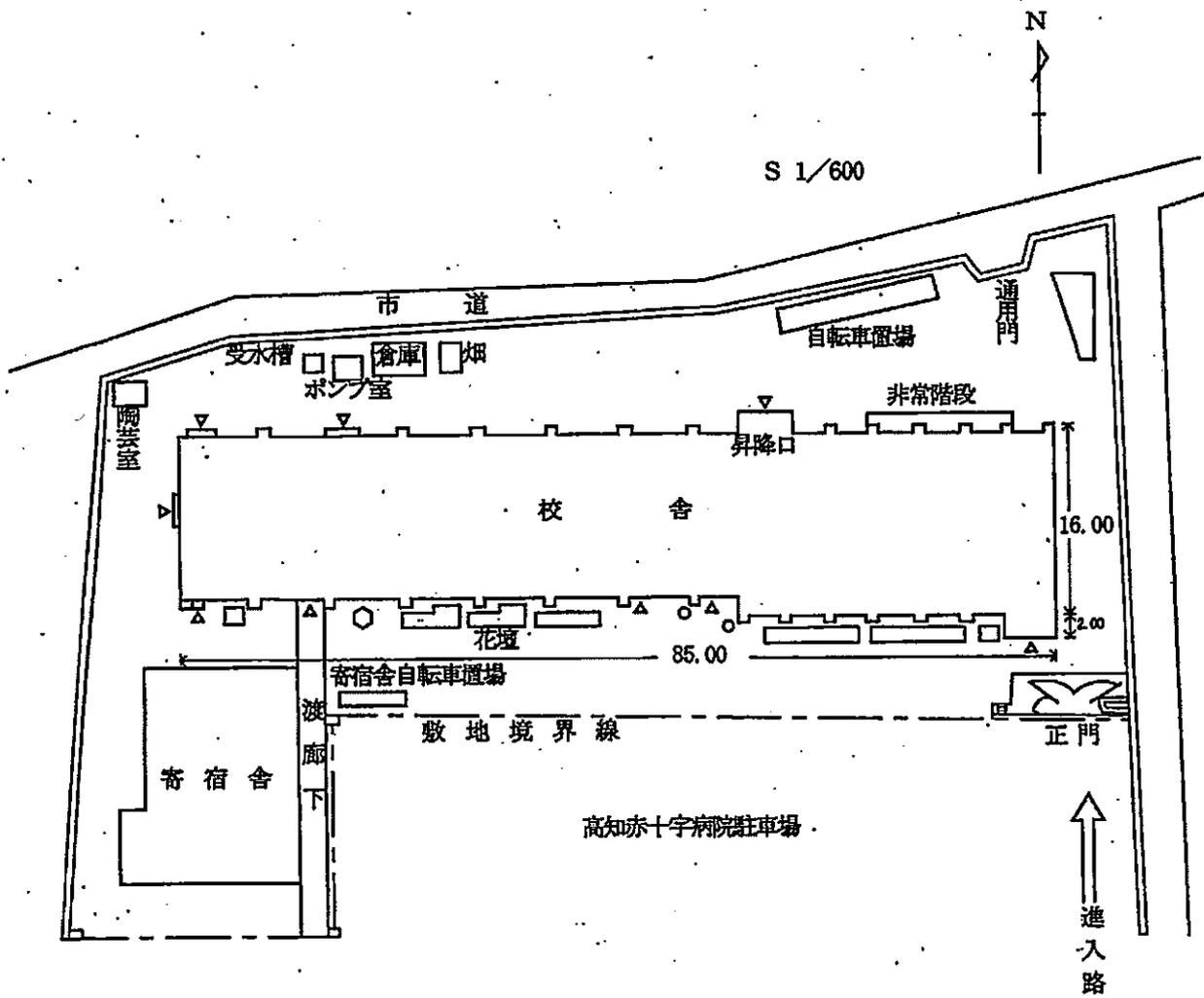
2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。

高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】委員名簿

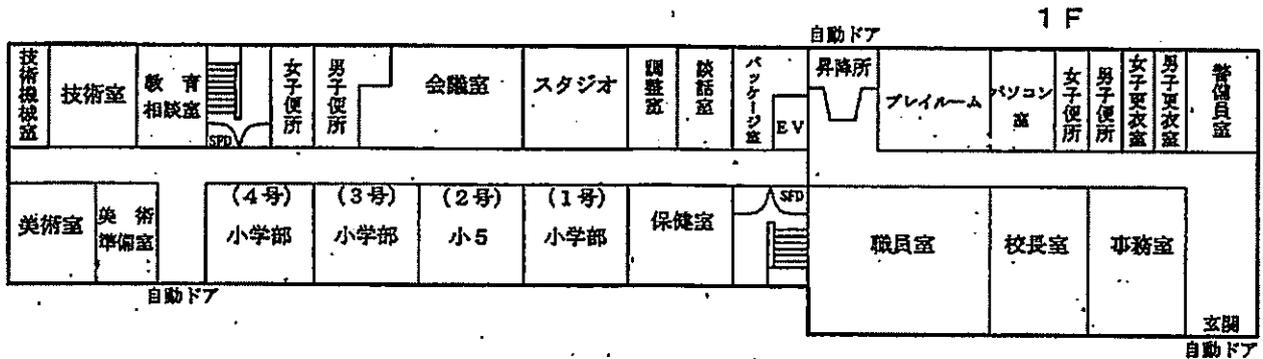
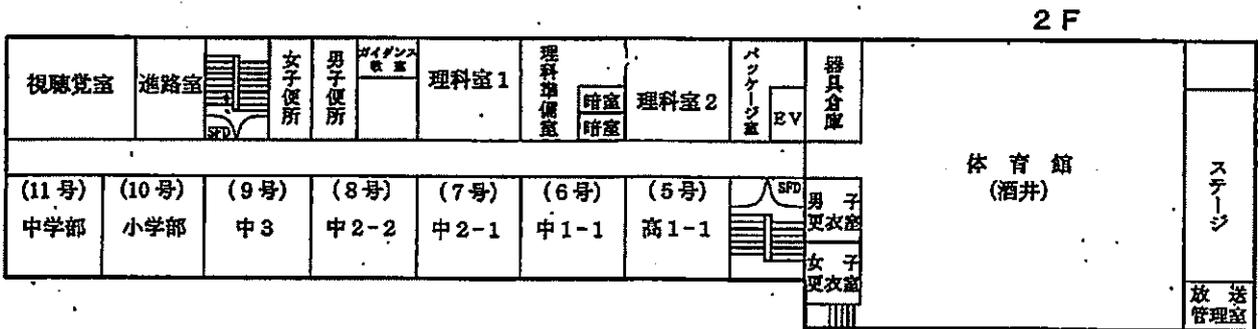
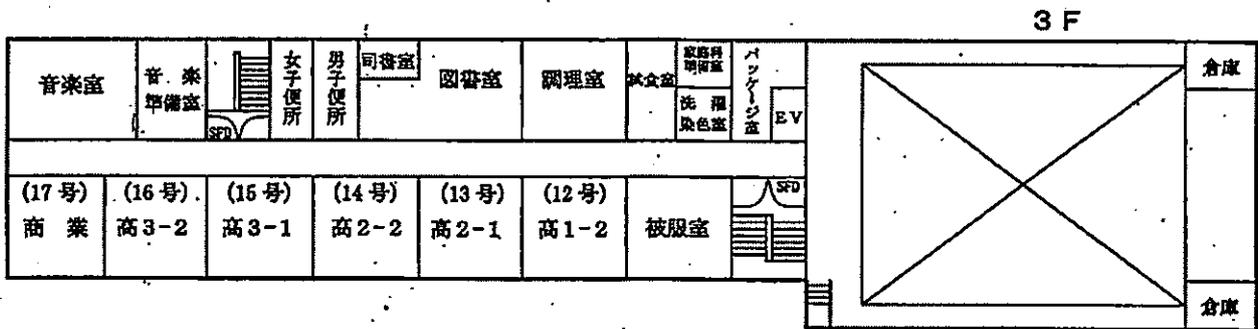
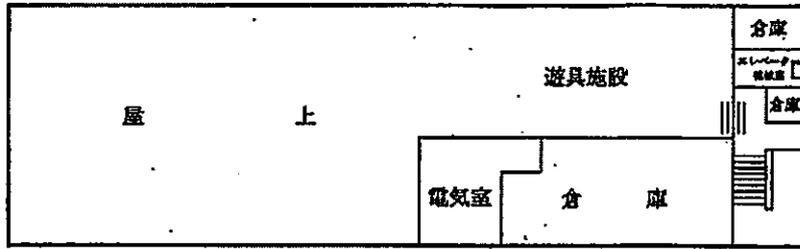
委員名		所属・職名
会長	これなが 是永 かな子	国立大学法人 高知大学教育研究部 人文社会科系教育学部門 准教授
	かわさき 川崎 いくろう 育郎	高知県立大学（県立高知女子大学）名誉教授
	よしおか 吉岡 ともこ 知子	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 精神科 医長
	あべ 阿部 たかのり 孝典	日本赤十字社 高知赤十字病院 小児科部長
	はまがわ 濱川 ひろこ 博子	スクールカウンセラー・臨床心理士
	もりおか 森岡 まなぶ 學	スクールカウンセラー 元山田高等学校長、元高知江の口養護学校長
	いまじょう 今城 けい 圭	株式会社 サニーマート 管理本部 人事総務部 人事 担当マネージャー
	おおの 大野 よしひこ 吉彦	高知県市町村教育委員会連合会 会長 南国市教育委員会 教育長
	たむら 田村 まさゆき 雅之	高知県小中学校PTA連合会 会長
	おぶなが 生永 しんいち 慎一	高知県高等学校PTA連合会 会長
副会長	よしむら 吉村 ようじ 洋二	高知県立山田養護学校長
	かわむら 川村 やすし 靖	高知県心の教育センター 所長

高知江の口養護学校の施設設備の状況

① 校地及び校舎配置図

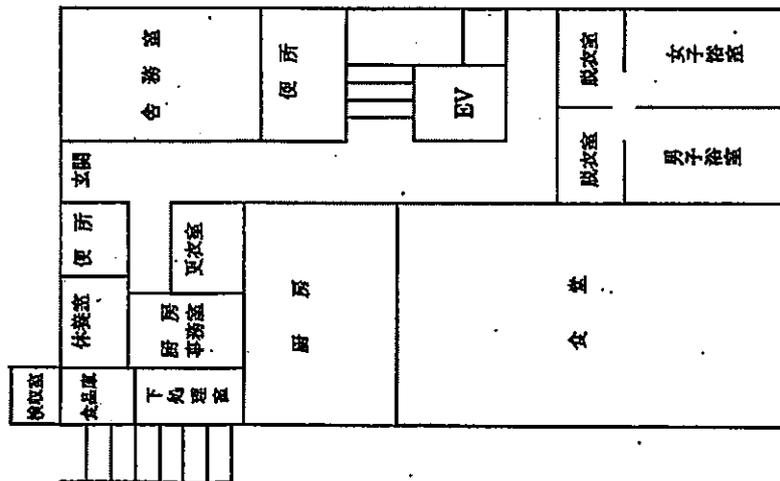


② 教室等配置図

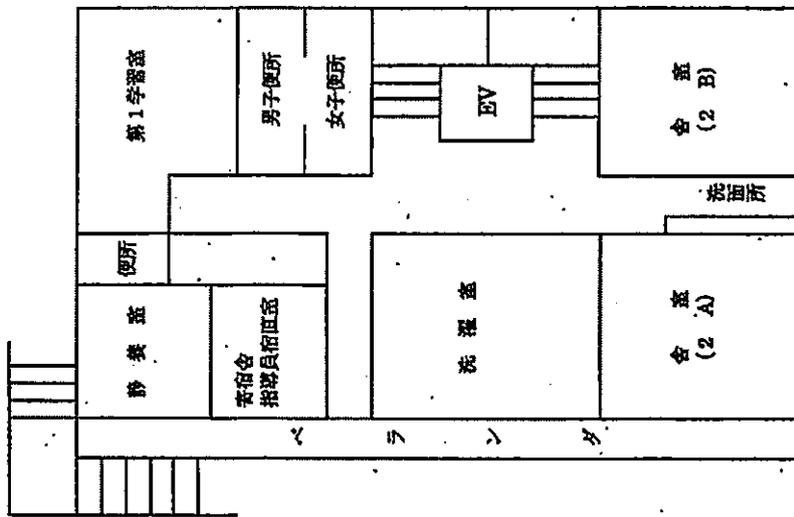


③寄宿舎室配置図

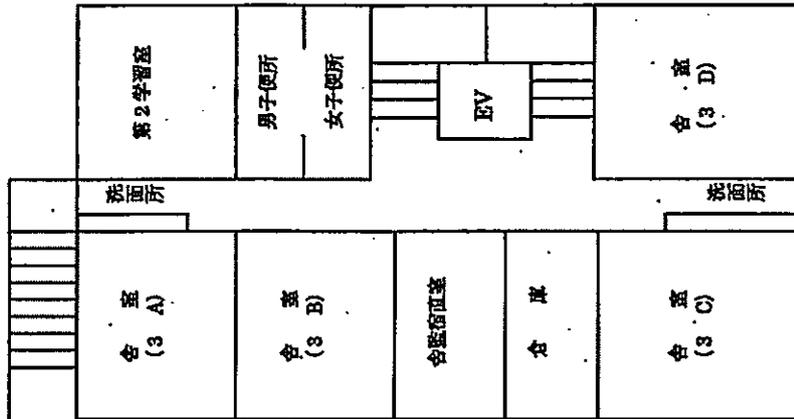
( 1 F )



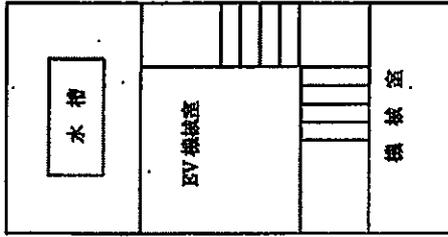
( 2 F )



( 3 F )

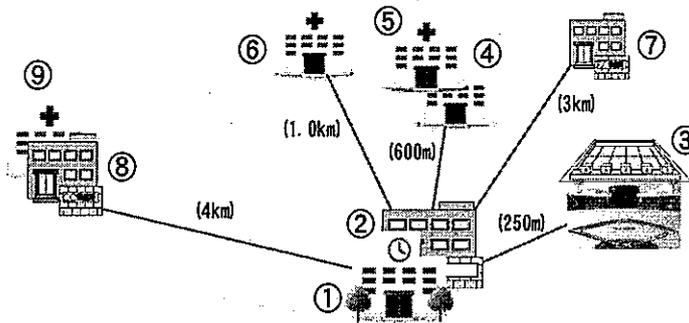


( R · F )



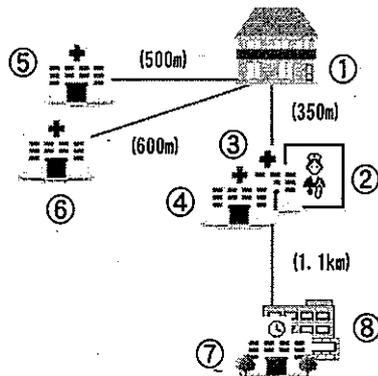
学校周辺の施設及び関係機関

<学校周辺の関係機関>



- ①学校
- ②心の教育センター
- ③市営プール・グラウンド
- ④浅井病院(小児科他)
- ⑤平田病院(内科・整形外科他)
- ⑥上町病院(心療内科他)
- ⑦こうち難病相談支援センター
- ⑧療育福祉センター
- ⑨国立病院機構高知病院

<宿舎周辺の関係機関>



- ①寄宿舎
- ②訪問看護ステーション
- ③国吉病院(救急指定)
- ④藤戸病院(精神科・心療内科)
- ⑤細木病院(救急指定)
- ⑥田中整形外科病院(救急指定)
- ⑦学校
- ⑧心の教育センター

# 高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】一病弱特別支援学校

## 現状

### 高知県立高知江の口養護学校（昭和48年開校）

- 障害種：病弱・身体虚弱（建物敷地：4,364㎡）
- 設置学部：小学部・中学部・高等部
- 主な対象：従来は、高知赤十字病院の医師を主治医とし、入院通院を要するネフロローゼ、心臓疾患、白血病など長期療養の慢性疾患の児童生徒が対象であったが、近年、心身症やうつ病、適応障害等の精神疾患の児童生徒が中高等部で増加している。

### 児童生徒の状況

○H12.5.1（小学部：8名 中学部：13名 高等部：13名 計24名）			
小	中	高	計
0	0	0	0(0%)
8	3	13	24(100%)

○H27.5.1（小学部：3名 中学部：12名 高等部：12名 計28名）			
小	中	高	計
2	11	9	22(78.6%)
1	2	3	6(21.4%)

### 近年児童生徒の障害（病状）の実態が大きく変化してきた

- ・慢性疾患の減少（20～25%）
  - ※ 特別教育を行う分校2校も同様の傾向
- ・心身症等が中高等部で増加（75～80%）
  - ※ 今後さらに増加が見込まれる。
- ・心身症等の児童生徒のほとんどが発達障害を併せ有する
- ・不登校経験による学習の遅れがある児童生徒が増加
- ・不登校の状態が改善されないケースが生じている
- ・コミュニケーションや対人関係に不安を抱える児童生徒が増加
- ・運動制限のない児童生徒が増加
- ・高等部卒業後の進路として就労のニーズが増加

## 検討

### 高知県における特別支援学校の再編振興について 一病弱特別支援学校— (意見のまとめ H27.11.13)【概要】

- 教育内容について
  - ・社会性を高める教育内容の充実
  - ・柔軟な教育課程の編成と職業教育の充実（高等部）
  - ・ICT機器の積極的な活用
- 専門性について
  - ・感染症予防を含め慢性疾患の専門性の維持向上
  - ・心身症等（発達障害）の見立てと指導支援の充実
  - ・不登校への組織的な対応力の向上
- 施設設備について
  - ・運動を促すグランド、体育館、プール等の整備
  - ・心の安定のためカーマ/クマ、リハビリ室等の整備
  - ・キャリア教育充実のため職業実習室の整備
  - ・グループワークの積極的な機能を持つ寄宿舎の整備
- 関係機関との連携について
  - ・関係機関や外部専門家と連携した教育の充実
  - ・相談機関と連携した教育のつなぎの強化
  - ・学校間の連携や引継ぎを重視した教育の充実
- センター的機能について
  - ・小中学校等への相談支援機能を充実
  - ・通級による指導により専門的な指導を小中学校等に提供
- その他
  - ・新たな学校として校名の変更を検討
  - ・スクールバスの運行を検討

## 特別支援教育課

## 再編振興計画案(概要)

### 【新】病弱特別支援学校が目指す学校像

- 児童生徒の多様な教育的ニーズに対応した教育及び施設設備を備えた学校
- 多様な進路希望に対応できる教育課程と施設設備を備えた学校
- 医療等関係機関との連携を重視した専門性の高い学校
- 南海トラフ地震や医務的緊急時に対応できる安全・安心な学校
- 小中学校や高等学校を支援するセンター的機能を備えた学校

### <対応1> 多様な教育的ニーズに対応する教育内容と施設設備の整備

- 社会性を育成するため、リソク秋田トレーニングを主とした自立活動を充実
- 運動制限がない児童生徒に運動面の学習を保障するため、体育館、運動場を整備
- 慢性疾患の児童生徒の病状の理解や感染症予防のため、カーマ/クマを整備
- 心理的な安定の必要な児童生徒のため、グループ/クマ、リハビリ室を整備
- 学習意欲の向上や訪問教育の指導の充実のため、ICT環境を整備
- 共生社会を推進するため、副籍制度を導入した交流及び共同学習を推進
- 責任感や社会性を育むため、グループホーム的な機能を持つ寄宿舎を整備

### <対応2> 高等部における柔軟な教育課程の編成とキャリア教育の充実

- 病状に応じた単位取得を可能にするため、単位制や通級による指導を導入
- 就労希望者の進路を保障するため、職業コースの設置と職業実習室を整備
- キャリア教育の充実のため、事業所見学やインターンシップを導入

### <対応3> 医療・福祉・労働等関係機関や専門家と連携した教育の充実

- 学校の健康安全体制の向上のため、児童生徒の実態に応じて看護師を配置
- 不登校の児童生徒に組織的に対応するため、SCやSSWとの連携を強化
- 自立活動の指導の充実のため、臨床心理士や作業療法士等との連携を強化
- 児童生徒へ円滑な教育的対応を行うため、相談機関との連携を強化
- 就労支援の充実のため、障害者職業センターとの連携を強化

### <対応4> 南海トラフ地震への対応や医療面の配慮等安全・安心な環境整備

- 南海トラフ地震から命を守るため、学校安全教育プログラムに沿った指導の徹底
- 津波浸水（2m未満）、長期浸水（約1箇月以上）に対応するため、適地への移転を検討
- 医療機関との連携を強化するため、新たな医療機関との連絡・協力体制を構築
- 学校の健康安全体制の向上のため、児童生徒の実態に応じて看護師を配置（再掲）
- 医療を常時必要とする児童生徒のため、国立高知病院分校に通学生を受け入れ

### <対応5> センター的機能の充実

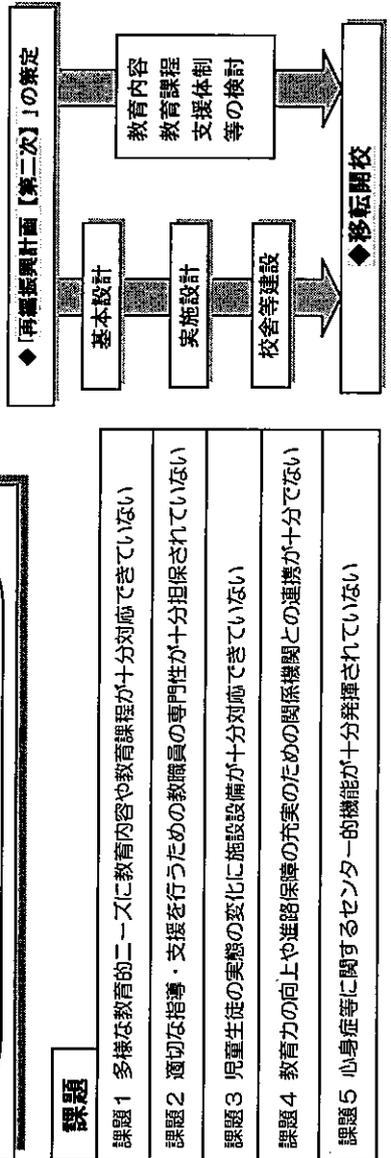
- 小中学校の特別支援学級（病弱・自閉・情緒）の指導の充実のため、相談支援機能を強化
- 小中学校等の特別な教育的ニーズのある児童生徒の指導・支援の充実のため、支援簡易度を導入した通級による指導を実施

※ 支援簡易度：特別な教育的ニーズのある子どもが在籍する学校以外に課を置き、必要な学習を受けられることを可能にする制度

### ※ 高知江の口養護学校本校の移転整備について

- <校舎等>
  - 南海トラフ地震への対応
  - 医療機関との連携
  - 施設設備の充実
  - 相談機関との連携
  - 通学等の利便性
- <候補地>
  - 高知市大原町（教育センター併設地）
  - 高知市分館敷地
- <寄宿舎>
  - 南海トラフ地震への対応
  - 医療機関との連携
  - 責任感や社会性の育成
  - 共生社会の推進
- <候補地>
  - 高知市越前町（自活訓練施設地）

## 参考資料1



## 課題

- 課題1 多様な教育的ニーズに教育内容や教育課程が十分対応できていない
- 課題2 適切な指導・支援を行うための教職員の専門性が十分担保されていない
- 課題3 児童生徒の実態の変化に施設設備が十分対応できていない
- 課題4 教育力の向上や進路保障の充実のための関係機関との連携が十分でない
- 課題5 心身症等に関するセンター的機能が十分発揮されていない

「高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】(案)」に係る意見公募に寄せられたご意見に対する考え方

「高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】(案)」を策定するにあたり、平成28年3月25日(金)から4月23日(土)まで、県民の皆さまからのご意見を募集したところ、2団体から23件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とご意見に対する考え方について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。ご意見をお寄せいただいた皆さまに厚くお礼申しあげます。

◎ 高知江の口養護学校

番号	項目	意見の概要	基本的な考え方・対応策
1	Ⅲ1(3)①-イ 「ICT環境の整備」	電子黒板等については、2016年度(今後)1台購入が予定されていますが、推進するのであれば、引き続き情報機器を充実させる必要があります。 訪問教育で活用する場合、病院とのセキュリティの違いが懸念されます。そのため、それらのネットワークの構築ができる人材も必要となります。 慢性疾患や不登校等で登校できない児童生徒への教育保障の点では、通信による教育も活用が期待されます。そのため、家庭の環境整備、専門性をもった人材の確保が必要となります。	ICT環境の整備は、それぞれの児童生徒の障害の状態を踏まえると、大変有効な支援ツールの一つであり、順次整備していく予定です。また、活用の促進に関しては、今年度から、ICT機器に関する専門的な知識や経験を有する外部専門家と学校が連携・協力し、ICT機器の活用について研究を進めるため、合理的配慮協力員(ICT支援員)を学校に派遣する事業を実施していきます。この事業の成果と課題を踏まえて、今後の人材育成について検討してまいります。また、学校においても、この事業を活用した研修や校体内体制の整備を行い、教員の活用スキルなど、専門性の向上を図ることができよう支援してまいります。
2	Ⅲ1(3)①-エ 「副籍制度」	制度として必要であると考えます。具体的な通用計画を示す必要があります。	現在、「副籍制度」と「支援籍制度」については、以下のように整理しています。 ・「副籍制度」：特別支援学校の児童生徒が小・中学校等にも籍を置き、小・中学校等で授業を受けることを可能にする制度。 ・「支援籍制度」：小・中学校等で特別な教育的ニーズのある子どもが、在籍する学校以外に籍を置き必要な学習を受けることを可能にする制度。
3	Ⅲ1(3)⑤-イ 「支援籍制度の導入」	地域の特別支援教育の専門機関として、学校が保有する情報を小中学校に提供することができるため、支援籍制度を導入することは必要であると考えます。この制度を充実させるためにも教員数の確保が必要です。	インクルーシブ教育システムの構築のために、両制度とも必要な支援を必要な場所でも柔軟に受け取ることができるようにするものです。両制度の実現に向け、特に支援籍制度については、通級による指導と関連させた仕組みの構築が必要となるため、居住地校交流学習や現在実施されている小・中学校における通級による指導の実績などを踏まえ、本県の実態に応じた制度となるよう、今後検討を進めてまいります。
4	Ⅲ1(3)②-ア 「単位制の導入や通信による指導」	江の口養護学校の現状から必要であると考えます。しかし、現在の教員数で対応できるものではないため、充実した学習が保障できるように、教員数の確保が必要です。	単位制の導入や通信による指導の併用は、生徒の病状に応じた柔軟な学習スタイルでの単位取得を可能とするものとして大変有効であると考えますので、今後具体的に検討してまいります。
5	Ⅲ1(3)②-イ 「職業コースの設置」	保護者からのニーズもあるため必要であると考えますが、現在の心身症を伴う生徒が多く在籍している実態も考慮し、将来的に長期に働ける職種であることが求められます。また、職業コースを作るのであれば、教育課程を見直し、ニーズに応じた手立てが必要で、具体的なコースを示す必要があります。	現在検討している職業コースは、特定の職業に特化したものではなく、生徒の社会人・職業人としての自立を目指し、生徒一人一人の勤労観や職業観を育てるキャリア教育に重点をおいたものです。具体的な職種や教育課程については、就職を目指す生徒の実態や進路希望などに応じたものとなるよう、今後学校とともに検討を進めてまいります。

6	Ⅲ 1 (3) ②ーウ 「インターンシップ」	現在も現場（職場）実習を行っていますが、これまでの取組との違いを示す必要があります。	インターンシップについては、職業の現場において、実地的な知識や技術・技能に触れた体験的な学習を行うことにより、学校での学習と職業の関係について生徒の理解を促進し、学習意欲を喚起することや、将来設計について自己の適性を考える機会となること、異世代との交流によるコミュニケーション能力の向上など高い教育効果が期待できるものとして位置づけています。 高知江の口養護学校においては、これまでも職場体験や職場実習を教育活動の一環として実施してきましたが、今後は、職業コースを選択する生徒については、教育課程に明確に位置づけ、計画的に実施し、充実を図ってまいります。
7	Ⅲ 1 (3) ③ーア 「看護師の配置」	子どもや保護者、教職員の不安のないよう必要な人数を配置する必要があります。	移転する学校が病院に隣接する立地でないことを踏まえ、慢性疾患の児童生徒の健康管理や、緊急時等に、医面で専門的な判断や対応を可能とするために、児童生徒の実態に応じ看護師を配置することを検討いたします。併せて、児童生徒の健康管理や緊急時の対応について、日常的に学校と医療機関との連携が取れる体制を整備します。
8	Ⅲ 1 (3) ④ 「南海トラフ地震への対応」	計画案で示された説明では安全だとは思えません。専門家を含めた第三者の見解を明記するべきです。	新築を予定している校舎は、現在の建築法の安全基準に合致したより耐震性の高い構造とする予定です。また、移転予定地の津波による浸水の最大の想定は30cm未満であり、長期浸水地域にはなっていないことから、建物のかさ上げで十分対応できると考えています。
9	Ⅲ 1 (3) ⑤ 「センター的機能の充実」	「他の特別支援学校や相談機関と連携しながら」とありますが、今後は医療センターの院内学級との連携も必要です。	入院等のために学習空白が生じているケースの把握などのため、日頃から医療機関や相談機関、ご指摘の院内学級を含めた小・中学校等とのネットワークづくりを進めてまいります。
10	Ⅲ 1 (3) ⑤ーア 「多様な教育的ニーズへの対応」	現在も教育相談派遣事業等を活用し、小中学校や高等学校からの相談に応じていますが、現在の人数では十分に対応することは困難であるため、専門性のある人材の確保が必要です。	現在、高知江の口養護学校には、センター的機能に対応するための教育相談担当教員を1名配置していますが、今後の相談件数や小・中学校等への支援件数等の推移を見ながら必要な体制の充実を図ってまいります。また、地域支援を担う人材の確保については、学校における支援体制の整備による後継者の育成や、外部研修への派遣などにより、計画的な人材育成を進めてまいります。
11	Ⅲ 1 (3) ⑥ーア 「通学支援」	移転先を考えると、現在の場所に比べ通学が不便になることが予想されるため、ニーズに応じた通学支援としてのスクールバス確保が求められます。	寄宿舎生が病状等により自力で通学できない場合が想定されることから、スクールバスの運行を検討しています。その他の通学生の通学支援についても、今後検討していかねばならない課題であると考えています。
12	Ⅲ 1 (4) ①ーイ 「移転整備」	・学校が移転した場合、敷地内に新たな校舎を建築する必要があるがあります。 ・公共の運動施設の活用が書かれています。特にプールに関しては体育の時間に確実に使用できるのか懸念されます。学校としてプールを作らないのであれば、教育が保障されるような措置が必要があります。 ・学校が移転する場合、南海トラフ地震への備えとして、給食、給食について自校方式にするべきです。	移転先においては、必要な教室や新たな機能に対応するスペース、厨房・食堂などを新たに確保することのできる校舎の建築を計画しています。 プールの使用については、隣接する公営プールの活用を想定しています。施設管理者の了解のもと、学校として時間割を調整し、最大限授業時数を確保することに努めます。 また、給食については、校舎内に厨房と食堂を設け、自校方式で提供する予定です。給食についても、今後適切な方法を検討してまいります。

◎高知江の口養護学校 寄宿舎

番号	項目	意見の概要	基本的な考え方・対応策
13	Ⅲ 1 (4) ②-オ 「グループホーム的な機能」	<p>・「グループホーム的な機能」が暖味で分かりにくい。責任感や社会性を育むためとありますが、寄宿舎生の卒業後の生活としてグループホームを想定して、スムーズな移行を考えているのか、あるいは、グループホーム的な寄宿舎生活を軽て単身生活ができるように支援するたためなのか。これまでもとは違った寄宿舎運営や期待される教育内容や配慮事項などを考えているのであれば、具体的に示す必要があります。</p> <p>・グループホームは世話人などの職員が少ないイメージがあります。「グループホーム的な機能」という曖昧な位置づけで、寄宿舎指導員ほか、関係職員の人員配置を削減しようとしているのではないうか。寄宿舎生の実態や寄宿舎指導員の意見などをしっかりとふまえた人員配置を保障する必要があります。</p>	<p>寄宿舎は、児童生徒にとり自立に必要な生活力や社会性を育成する場としての役割を担っています。これに加えて、現在検討している寄宿舎では、「グループホーム」での支援を参考に、小規模であることの利点を生かし、寄宿舎指導員の見守りのもと、寄宿舎生が自己決定して生活する場面を増やし、自己責任や自己管理能力を高めることができよう、より一人一人に応じた支援を行うことができる場としての役割を考えています。そのため指導の方策や配慮事項などについて、今後学校や寄宿舎と連携し、充実したものとできるよう検討してまいります。</p> <p>寄宿舎指導員や関係職員の配置については、寄宿舎生の安全・安心を第一に効果的な支援が行えるよう人員を確保し、必要な人数の配置にこれまで同様努めてまいります。</p>
14	Ⅲ 1 (4) ②-オ 「れいめい寮との関係」	<p>・同一敷地内に盲学校寄宿舎「れいめい寮」もあり、駐車場のスペース確保については、十分なゆとりが必要で、常勤及び非常勤寄宿舎指導員、管理人、調理員、帰省・帰舎時の保護者送迎など、両寄宿舎に出入りする車の状況を考慮してスペースを確保する必要があります。特に「れいめい寮」は点字ブロックが敷設されているので、点字ブロック上に駐車するようなことがないように注意が必要です。</p> <p>・「れいめい寮」との交流などは教育的な意義がとて大きいと思えますが、単に寄宿舎が同一敷地内だからできるだろうと安易に考えず、交流がしやすい雰囲気づくりを日頃から学校同士が協力し、相互理解して進めていく必要があります。交流を効果的にすすめるために、寮務主任や寄宿舎指導員任せにして、自分達で考えてやって下さいということがないようにすることが必要です。</p> <p>・自活訓練棟を取り壊して寄宿舎を建築する計画のようですが、現在も年間数回は自活訓練棟の利用があります。宿泊費用がかからないという点で活用されていると考えられますが、今後、誰もが使いやすいバリアフリー対応の自活訓練棟に代わるものが必要で、</p>	<p>寄宿舎敷地内への車の乗り入れや駐車については、視覚障害や病弱の児童生徒が生かしていることを考慮し、安全面を最大限考慮した建物、駐車スペース、通路などの配置を検討いたします。</p> <p>また、両寄宿舎の交流については、異なる障害種の児童生徒が触れ合う機会となることや、異年齢集団での活動ができるなどの教育的意義を踏まえ、両寄宿舎が緊密に連携し、寄宿舎生の実態に応じた計画的な取組とすることが重要です。そのためには、ご指摘のあった両校の相互理解や協力体制づくり、具体的な交流の在り方などについて、今後、両校及び寄宿舎とともにしっかりと検討を進めてまいります。</p> <p>自活訓練棟については、利用件数が年間に2～4件と非常に少ない状況が続いています。近年多くの学校は、学校の近隣で利便性が良い、バリアフリー化されている、特別食への対応ができるなどの理由で、青少年の家などの公共施設や、民間の宿泊施設、又は自校にある生活訓練室等を活用した宿泊学習を実施しており、自活訓練棟に対するニーズは少なくなっているのが現状です。また費用についても、就学奨励費の対象となるため、上記の自活訓練棟以外の施設を利用することで、これまで同様の宿泊学習等の実施が可能と考えています。</p>
15	Ⅲ 1 (4) ②-オ 「災害時・緊急時の対応」	<p>学校から離れているだけに、災害時・緊急時の対応が十分に行えるか心配です。特に夜間は勤務者が少なく、緊急対応が発生した場合などは応援が必要で、学校と離れていることを考慮した災害対応策マニユアルや手立てについて検討が必要です。近隣には確かに夜間急患センターなどもあります。夜間に職員がやむなく舎生をタクシーなどで病院へ連れていく必要が出たときなど、想定されるケースに応じた対策を示す必要があります。</p>	<p>災害時及び緊急時の対応に関しては、様々な事態を想定した具体的な対応マニユアルを整備し、避難訓練や研修などに計画的に取り組むこと、また、夕方から夜間においては、盲学校やれいめい寮と連携するための体制づくりなどを、学校とともに確実に進めてまいります。</p>

16	Ⅲ1(4)【②-オ】 「施設設備」	舎生にとつては家庭的な雰囲気生活がしやすく、職員にとつても働きやすい環境であること、男女のプライバシーが守られるとともに、個人のプライバシーにも配慮することが必要です。舎生の実態に合った個室、娯楽室、学習室、その他生活に必要な設備の整備や、職員用の事務スペース、休憩室、宿直に必要な設備などを整備する必要があります。	検討委員会においても、個人のプライバシーを考慮することや、集団生活で得られる利点の両方を検討することが必要との意見がありました。設計にあたり、ご意見を参考にして、よりよい環境整備となるよう検討を進めてまいります。
17	Ⅲ1(4)【②-オ】 「入舎基準」	状況に応じては、慢性疾患の子どもたちが寄宿舍を利用する場合も考えられます。医療的ケアへの対応、入舎基準を示す必要があります。	慢性疾患の児童生徒の寄宿舍入舎は、本人の病状や生活規制などについて、主治医等の意見を参考に慎重に判断する必要があります。そのうえで、生活リズムの確立や集団生活の経験を必要とする児童生徒については、学校長の判断で入舎を認める必要もあると考えます。
18	移転先	学校と寄宿舍を離れた場所に移転するという案であるが、本組合分会からは、「高知江の口養護学校の実態や取り組み等々、併設しているからそこそそできるところが多くあります。本校は学校と舎の壁がなく、学校全体で通学生や舎生の一人一人の支援につなげています。」との報告がある。 学校現場のこれまでの取り組み等も考慮し、真に児童生徒のためとなる移転先を考慮されたい。	寄宿舍生活の中で必要となる医療的な対応については、近隣の病院との連携の体制や、緊急時の対応マニュアルを整備することが必要となりますので、今後、学校とともに検討してまいります。 学校と寄宿舍の連携の仕方を工夫することや、盲学校やれいめい寮との連携、協力体制を作るなど、新たな視点から効果的な取組ができるよう、今後、学校を中心に検討を進めてまいります。 移転先については、南海トラフ地震への対応や教育環境条件の整備、医療機関との連携など、めざす学校像・寄宿舍像の実現のために、最も適切な場所を選定していることをご理解ください。

◎ 高知大学医学部附属病院分校

番号	項目	意見の概要	基本的な考え方・対応策
1	【(1)】 「ICT環境の整備・充実」	ICTの活用について書かれていますが、病院内の分校のため導入の条件に制限があります。病院内の分校の条件に合わせたものにする必要があり。また、具体的に病院と話をすすめる必要があります。	分校の学習環境に応じた取組として、デジタル教科書の活用や、テレビ会議システムの活用による遠隔授業などが考えられます。ご意見のように病院内の分校の条件に合せたものにする必要があるため、今後、高知大学医学部附属病院の協力を得てICT環境の整備ができるよう検討を進めてまいります。
2	【(3)-②】 「医療機関との連携」	個々の病状に応じて、主治医と近隣病院との連携を密にする必要があり。具体的な手立てを示す必要があり。	【(3)-②】では、高知大学医学部附属病院以外の病院に入院している児童生徒の情報把握し、適切な教育対応や支援につなげることができるよう、分校のセンタ一の機能としてネットワークづくりを進めることや、コーデインネットワーク機能を発揮することについて記載したものであることをご理解ください。
3	【(3)-②】 「訪問教育」	今ある訪問教育との違いがわかりません。「必要に応じて訪問教育を行います」とありますが、インクルーシブ教育の視点から見ても、副籍制度なども活用し、地域の在籍校が訪問教育の役割を担うべきと考えます。	高知市及びその周辺の病院に入院している児童生徒の訪問教育は、これまで高知江の口養護学校本校が担ってきたが、再編後は、上記2に示したコーデインネットワーク機能をもつ分校を実施校とする計画です。この計画により、入院のため学習空白が生じ訪問教育を希望する場合、速やかに対応することが可能となります。 また、現在小・中学校には訪問教育の制度はなく、訪問教育を希望する場合は、特別支援学校に転校する必要がありますが、将来的には支援籍制度を活用することにより、小・中学校に在籍したまま特別支援学校からの訪問教育を受けることができるなど柔軟な対応が可能になると考えています。

(国立高知病院分校)

番号	項目	意見の概要	基本的な考え方・対応策
1	【(3) -①】 「再編」	<p>・学校が変わる大きな事案です。児童生徒、保護者への説明もまったくないままこのような計画が出されるべきではありません。また、教職員への説明も不十分です。今後、これまでの経過も含め、丁寧に説明していく必要があります。</p> <p>・病弱養護学校に再編するのではなく、病弱部門を充実させ、高等部生や慢性疾患の子どもたちを受け入れることを検討すべきです。</p> <p>・「病弱部門」に関しては一定説明がなされていますが、「肢体不自由部門」の今後のビジョンについても示す必要があります。</p> <p>・今後の国立高知病院分校の再編について国立高知病院との話をすすめる必要があります。</p>	<p>計画では、国立高知病院分校を病弱特別支援学校の分校に改編し、「病弱教育部門」と「肢体不自由部門」を設けることにしています。</p> <p>「病弱教育部門」では、これまで分校が教育対応を行ってきた国立高知病院小児科病棟に入院している児童生徒に加え、慢性疾患などで医療機関に隣接する学校で教育対応を行うことが適切な児童生徒が通学できる学校として拡充し、併せて高知大学医学部附属病院分校と同様、近隣病院への訪問教育の実施校とすることにしています。医療機関に隣接しているメリットを活かし、より児童生徒の病状に応じた専門的対応を行うとともに、小・中学校や地域の医療機関・相談機関等とのネットワークづくりや教育対応に関するコーディネートなどのセンター的役割を担う学校として整備するため、病弱特別支援学校の分校に改編することにしました。</p> <p>慢性疾患の通学生の受入れにあたっては、国立高知病院とより一層の連携を図り、協力を得ることが必要となりますので、今後必要な説明や協議を行ってまいります。</p> <p>また、「肢体不自由教育部門」については、これまでと同様、隣接する国立高知病院重症心身障害病棟に入所している児童生徒及び日常的な医療的ケアが必要な児童生徒が通学できる学校という位置づけに変更はありません。今後とも、国立高知病院や他の肢体不自由特別支援学校とも連携し、障害の重いお子さんが安全・安心な教育環境のもと、より専門的な教育を受けることができよう必要な条件整備を行ってまいります。</p> <p>今回の再編計画について、国立高知病院分校に在籍している児童生徒の保護者等には説明会を実施しておりますが、なお、さらにご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>
2	【(3) -②】 「ICT機器を活用した指導の充実」	<p>・充実をめざすのであれば、施設・設備の整備が必要です。</p> <p>・授業の充実をめざすのであれば、専門的な人材の育成や、人員の確保が必要です。</p>	<p>ICT環境の整備は、それぞれの児童生徒の障害の状態を踏まえると、大変有効な支援ツールの一つであり、順次整備していく予定です。また、活用促進に関しては、今年度から、ICT機器に関する専門的な知識や経験を有する外部専門家と学校が連携・協力し、ICT機器の活用について研究を進めるため、合理的配慮協力員（ICT支援員）を学校に派遣する事業を実施してまいります。この事業の成果と課題を踏まえて、今後の人材育成について検討してまいります。また、学校においても、この事業を活用した研修や校内体制の整備を行い、教員の活用スキルなど、専門性の向上を図ることができるよう支援してまいります。</p>